

令和4年度農業関係税制改正に関する要望

令和 3年 6月21日
一般社団法人 北海道農業会議
代表理事会長 多田正光

北海道農業は、これまで担い手への農地の集積を通じ、大規模で専門的な経営を育成することにより、生産性が高い農業生産を営み、本道の経済・社会を支える基幹産業として発展してきた。

今後も持続可能な力強い農業経営の実現を図るためには、農業者の努力のみでは解決できない税制上の課題を解決していくことが必要である。

そのため、令和4年度農業関係税制改正にあたり、下記の実現を要望する。

記

- 1 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置について、延長すること。

《租税特別措置法第77条の2》

- 2 農地中間管理権の取得に係る特例措置（固定資産税の減免措置）について、延長すること。

《地方税法附則第15条第33項》

- 3 農地中間管理権の取得に係る特例措置（固定資産税の減免措置）について、現在の農地中間管理権の存続期間が10年以上の場合3年間（存続期間が15年以上の場合は5年間）1/2控除としている特例について、一定期間以上において農地中間管理権が設定される場合、存続期間中において固定資産税を1/2控除するよう改正すること。

《地方税法附則第15条第33項》

- 4 農業協同組合等が認定新規就農者に利用させる機械措置等^{装置}を取得した場合の固定資産税に係る特例措置を延長すること。

《地方税法附則第15条第41項》

5 農協等の合併に係る課税の特例措置を延長すること。

《租税特別措置法第 68 条の 2》

6 農業経営基盤強化準備金における対象資産に中古の農業用機械並びにフォークリフトを入れること。

《租税特別措置法第 24 条の 2、第 24 条の 3、第 61 条の 2 第 61 条の 3、第 68 条の 6 4、第 68 条の 6 5》

7 法人版事業承継税制の見直し

北海道において、複数戸で設立される農地所有適格法人については、筆頭株主が存在しない。

そのため、現行の法人版事業承継税制を活用した事業承継が困難となっている。

《租税特別措置法第 70 条の 7 関係》

8 概算取得費の引き上げ

農地の売却を行う際に、取得費が不明な場合に用いる概算取得費について、租税特別措置法第 31 条の 4 の規定により 5 / 100 とされているが、農業経営を行うにあたり農業者は、所有しているのうちに對し生産力の向上や、優良農地として維持・保全のための基盤整備などの投資を行うことから、概算取得費以上の経費を費やしている状況にある。

また、青色申告が普及していなかった昭和末期から平成初期においては、現在の農地価格よりも高額な価格で取得していながらも、記録がないことにより、比較的 low な概算取得費により農地売買を行う事例も見受けられる。

そのため、こうした優良農地については、次世代の担い手へ適切に所有権移転を行い、限られた資源である農地利用の最適化を促進する観点から、租税特別措置法第 30 条に規定される山林と同等の 50 / 100 の概算取得費控除の対象とすること。

《租税特別措置法第 31 条の 4》

9 相続税・贈与税の納税猶予にかかる特例農地の譲渡の特例の創設

相続税・贈与税の納税猶予の特例農地について、土地収用等において、所有権移転が行われる場合は、本人の意思と関係なく、所有権移転が行われるものであることから、猶予期限確定に伴う利子税について特例措置を設けること。

《租税特別措置法第 70 条の 6》

10 農業用施設用地における固定資産税の特例

酪農経営などの畜産経営が規模拡大することにより、所有する農業用施設も急激に増加している状況にあることから、農業用施設用地（宅地）に係る固定資産税の納税額も増加している状況にある。

そのため、農業用施設用地に係る固定資産税の特例措置を設けること。

《地方税法第 343 条》

11 農地等の生前一括贈与に係る納税猶予制度について

相続税の納税猶予制度に適用されている都市農地の貸付けの特例について、贈与税の納税猶予制度においても同様の特例措置を設けること。

12 農地取得価格の経費算入について

農地の所有権移転による流動化を促進する観点から、農地取得価格の経費算入を認めること。

13 山林所得に係る森林計画特別控除について

山林所得に係る森林計画特別控除に関する特例措置について延長すること。

《租税特別措置法第 30 条の 2》

14 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例等について

肉用牛の売却による農業所得の課税の特例並びに、事業所得の都道府県民税及び市町村民税の課税の特例について特例措置を延長すること。

《租税特別措置法第 25 条、第 67 条の 3、第 68 条の 101、地方税法附則第 6 条》

令和4年度 税制改正要望に関する各農業委員会からの意見等について

※ 市町村名は、提出順に記載しています。

No	市町村名	要望	要望書への反映状況	
1	深川市	相続税・贈与税の特例農地等を土地収用該当事業で譲渡する場合は、猶予期限確定に伴う利子税を免除すること。	○	理解はできる内容であるが、土地収用で買収される土地の価格は通常価格よりも高額な金額で取引されることとなる。 この場合において、全額免除とした場合、普通に制度を活用する方との間において、公平性が保たれないと考えます。 しかし、土地収用については、所有者本人の意思とは関係なくおこなれるものであることから、要望項目と致します。
2	深川市	相続税の基礎控除の引き下げに伴い、農業後継者への相続に対し特別控除等の新たな制度を創設すること。	×	農地においては、固定資産税評価額に対する倍率表に基づいて相続税の評価額が算定される。 そのため、市街化区域内の農地、第3種農地を除くと通常取引価格よりは少なる傾向にある。 農地以外の農業資産については、個人版事業承継税制を活用することによって、納税を回避できる仕組みがある。
3	深川市	農地流動化の促進を図るための誘導策として、農用地を農用地利用集積計画により譲渡した場合の所得税特別控除額を5千万円に引き上げること。	×	No6・No7において同様の内容となっている。 合理化事業とのすみ分けがされていない。 税控除が必要とされる農用地の売買については、古くから所有権移転が行われていない農地に限定されるものであること、農地価格については下落傾向にあることなどから推測すると、買入協議の1,500万円控除、改善団体による2,000万円控除で対応が可能と思われる。 農業会議では、ここ数年、概算取得費の拡大を求めている。
4	深川市	農地中間管理事業により、担い手に農用地を譲渡した場合の所得税特別控除額を5千万円とすること。	×	上記と同様の理由

5	深川市	農業経営基盤強化準備金について、後継者である子供に経営移譲した場合には、引き継ぎ可能となる扱いとすること。	△	準備金の後継者への引き継ぎについては、要望項目としては理解できる。 しかしながら、準備金を引き継げるとなった場合、消費税の課税事業者も引き継ぐなど他の税法への影響も考えられる。 インボイスの導入により将来的には、経営移譲直後においても、消費税の課税事業者を選択しなければならないが、現時点においては、経営移譲直後においては、非課税事業者であることの方が都合がよい。 そのため、当面は、この要望はしない方がよいと考えられる。
6	深川市	農業経営基盤強化準備金を活用できる農業用固定資産に、中古機械、運搬車両も対象にすること。	○	他市町村の意見とあわせ、表現を調整した上で要望項目とする。
7	深川市	免税軽油・準備金・登録免許税・不動産取得税等農業経営に大きく影響する減税措置を恒久化すること。	○	他市町村の意見とあわせ、表現を調整した上で要望項目とする。 なお、免税軽油・準備金等、昨年の税制改正で延長されている項目については、本年度は要望項目としない。
8	羽幌町	利用権設定等促進事業により農用区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の適用期限の2年延長	○	他市町村の意見とあわせ、表現を調整した上で要望項目とする。 なお、第77条については、昨年度の税制改正で2年延長されていることから、第77条の2に限定して要望する。
9	羽幌町	農用地利用集積計画に基づき農振農用区域内の土地を取得した場合の課税標準の特例措置の2年延長	×	昨年度の税制改正で2年延長されていることから、本年度は要望項目としない。
10	美幌市	利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の延長	○	他市町村の意見とあわせ、表現を調整した上で要望項目とする。
11	富良野市	利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の継続	○	他市町村の意見とあわせ、表現を調整した上で要望項目とする。

12	富良野市	農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置の継続	○	他市町村の意見とあわせ、表現を調整した上で要望項目とする。
13	北広島市	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例及び肉用牛の売却による事業所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例の延長	○	個人経営における特例が、令和4年12月が期限となっていることから、今年度の要望項目とする。
14	北広島市	利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の延長	○	他市町村の意見とあわせ、表現を調整した上で要望項目とする。
15	北広島市	軽油取引税の課税免除の特例措置の延長	△	今年度に期限を迎える時限立法ではないことから、来年度の要望項目とする。
16	千歳市	農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権移転登記の税率の軽減の延長	○	他市町村の意見とあわせ、表現を調整した上で要望項目とする。
17	千歳市	農業協同組合等が認定新規就農者に利用させる機械装置等を取得した場合の固定資産税に係る特例措置	○	他市町村の意見とあわせ、表現を調整した上で要望項目とする。
18	北見市第一	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例については、中古農業用機械についても対象とすること。(拡充)	○	他市町村の意見とあわせ、表現を調整した上で要望項目とする。
19	北見市第一	中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権移転登記の税率の軽減措置の延長	○	他市町村の意見とあわせ、表現を調整した上で要望項目とする。
20	北見市第一	農地中間管理権の取得に係る特例措置	○	他市町村の意見とあわせ、表現を調整した上で要望項目とする。
21	北見市第二	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例については、中古農業用機械、フォークリフト、トラック、また土地改良事業全般も対象資産とすること(拡充)	○	他市町村の意見とあわせ、表現を調整した上で要望項目とする。 なお、トラックについては汎用性が高いことから、要望項目からは除外する。

22	北見市第二	中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権移転登記の税率の軽減措置の延長	○	他市町村の意見とあわせ、表現を調整した上で要望項目とする。
23	北見市第二	農地中間管理権の取得に係る特例措置	○	他市町村の意見とあわせ、表現を調整した上で要望項目とする。
24	せたな町	利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の延長	○	他市町村の意見とあわせ、表現を調整した上で要望項目とする。
25	札幌市	納税猶予を受けている農地等について、市民農園として供する場合は、相続税・贈与税納税猶予制度に特例措置を講じ、猶予の継続を図ること	○	要望項目とする。 なお、相続税の納税猶予制度については、既に特例措置が講じられていることから、贈与税納税猶予制度においても対応するよう求めるものとする。
26	札幌市	農業者などが所有する農地を農地保有の合理化等のために譲渡した場合の特別控除額を引き上げること（現行800万円を1500万円に引き上げる）	×	農業会議では、概算取得費の拡大を求めていることから、要望項目とはしない。
27	帯広市	農地取得価格の経費算入について	○	難しいと思われるが、農業経営基盤強化準備金制度においては、既に経費化されていることから、要望項目として入れてみるものとする。
28	壮瞥町	山林所得に係る森林計画特別控除の延長	○	要望項目とする。
29	壮瞥町	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の延長	○	個人経営における特例が、令和4年12月が期限となっていることから、今年度の要望項目とする。
30	壮瞥町	肉用牛の売却による事業所得に係る都道府県民税及び市町村民税の課税の特例の延長	○	個人経営における特例が、令和4年12月が期限となっていることから、今年度の要望項目とする。
31	壮瞥町	農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置の延長	○	他市町村の意見とあわせ、表現を調整した上で要望項目とする。
32	壮瞥町	軽油取引税の課税免除の特例措置	△	今年度に期限を迎える時限立法ではないことから、来年度の要望項目とする。

現在の要請状況

- 現在、未実施です。
- 第2回常設審議委員会において、6月の緊急事態宣言の状況によっては、書面による要請とすると決定済み。
- 可能な限り、対面での要請活動を実施する方向で調整中。

現在の要請の方向性

- 緊急事態宣言が6月20日（日）までの期間とされている。
- 2020東京オリンピック・パラリンピックの関係から考えると6月20日（日）以降の延長はしないと思われる。
※ 何があんでも解除すると思われる。
- 6月30日（水）に、全国農業会議所の総会が開催される予定。
- 6月30日（水）の全国農業会議所総会に多田会長が出席する予定。



- 緊急事態宣言が6月20日（日）で解除されるのであれば、6月30日（水）の前後に、上京して対面での要請活動を実施
- 緊急事態宣言が延長された場合は、6月21日の週内に書面による要請を実施